

千葉県警察物件事故情報管理システム運用要領の制定について

平成25年7月22日例規（交総）第39号

警 察 本 部 長

〔沿革〕 平成26年12月例規（情管）第74号 平成30年5月例規（情管）第19号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察物件事故情報管理システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、千葉県警察物件事故情報管理システム（以下「物件事故情報管理システム」という。）の運用に関し、千葉県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年本部訓令第5号）、警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成25年本部訓令第8号）及び警察情報管理システム運用管理要領の制定について（平成25年例規（情管）第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「物件事故情報管理システム」とは、事故情報、当事者情報等の交通物件事故データを運用・管理するためのシステムをいう。

第3 運用体制

1 運用主管課

物件事故情報管理システムの運用を主管する所属は、交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）とする。

2 運用主管課長

運用主管課長は、交通部交通総務課長をもって充てる。

3 運用所属

運用所属は、交通総務課、交通部交通捜査課、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び署とする。

4 運用管理者

運用所属に、物件事故情報管理システムの処理に係る個人情報の適正な取扱い並びに適正な運用及び維持管理に関する事務を統括する運用管理者を置き、運用所属の長をもって充てる。

5 運用副管理者

運用所属に、運用管理者の命を受け、所属における物件事故情報管理システムの処理に係る個人情報の適正な取扱い並びに適正な運用及び維持管理に関する事務を処理する運用副管理者を置き、運用所属の次長をもって充てる。

6 取扱責任者等

(1) 取扱責任者

ア 物件事故情報管理システムの取扱責任者は、県本部の所属にあつては警部以上の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から運用管理者が指定する者、署にあつては交通課長（成田国際空港警察署にあつては地域交通課長）をもって充てる。

イ 取扱責任者は、運用副管理者を補佐するとともに、物件事故情報管理システムで入力されたデータを管理するものとする。

(2) 取扱担当者

ア 物件事故情報管理システムの取扱担当者は、警部補以下の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から運用管理者が指定する者をもって充てる。

イ 取扱担当者は、取扱責任者の指示を受け、その任務を補助するとともに、物件事故情報管理システムで入力されたデータの審査を行い、かつ、係間の調整及び適正な入力について指導するものとする。

第4 利用権の付与

- 1 運用管理者は、次表に示した利用権の指定区分に従い、物件事務情報管理システムの利用権を付与するものとする。

区分	利用権付与対象者		アクセス範囲
P	県本部	物件事務情報管理システムの管理及び運用に関わる交通部内の担当者	事故情報登録機能 事故情報審査機能 システム管理機能
K	県本部及び署	物件事務情報の入力、情報の出力及び審査に関わる高速隊及び署の担当者	事故情報登録機能 事故情報審査機能 システム管理機能
A	県本部及び署	物件事務情報の入力をする高速隊及び署の担当者	事故情報登録機能

- 2 運用管理者は、人事異動等により利用権付与対象者に変更が生じた場合は、速やかに利用権の付与及び解除を情報セキュリティ管理者に申請するものとする。

第5 操作方法

物件事務情報管理システムの操作方法については、別に定めるところによる。

第6 運用上の留意事項

- 1 物件事務情報管理システムの運用に当たっては、個人情報保護、目的外使用の禁止等情報管理対策の徹底を図るものとする。
- 2 取扱責任者は、随時物件事務情報管理システムの入力状況を確認し、当該システムの適正な運用に努めるものとする。